

④ 低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金を支給します

申 子ども福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課

問 子ども福祉課(内線 166)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、県独自に特別給付金を支給します。

支給額 対象児童 1 人につき一律 5 万円

支給対象者	申請方法
令和 4 年 1 月分の児童扶養手当の支給を受けている方	申請は不要です。 令和 4 年 1 月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
公的年金等を受給していて、令和 4 年 1 月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方	4 月 28 日 (木) までに申請が必要です。 申請書類を窓口へ直接提出してください。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方	必要な書類など詳しくは、市ホームページ(⇒「低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金」で検索)をご確認ください。 申請期限 4 月 28 日 (木)

⑤ 中小法人・個人事業者のための事業復活支援金を給付します

申・問 中小企業庁 事業復活支援金事業 TEL 0120-789-140

HP <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援するため、中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、地域・業種を問わず事業規模に応じた事業復活支援金を給付します。

給付対象 次の条件を満たす中堅・中小法人、個人事業主等

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受けていること
- ②①の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて 50%以上または 30%以上 50%未満減少していること

給付額 法人：上限最大 250 万円 個人事業主：上限最大 50 万円

申請方法 事業復活支援金ホームページをご確認ください。

申請期限 5 月 31 日 (火)

⑥ 春の農作業安全確認運動を実施します

問 農政課(内線 527)

近年、農作業中の死亡事故は年間約 300 件発生し、特に農業機械による事故が多発しています。農作業事故防止に向けた取り組みを全国的に強化するため、春作業が行われる 3 月～5 月を「春の農作業安全確認運動」として、日頃の安全対策を見直す期間としています。

農業者の皆さんは、改めて日頃の行動を見直し、安全対策を充分に行ったうえで作業するようお願いします。

特に注意すること

- ・乗用型農業機械の作業中におけるシートベルトやヘルメットの着用を徹底する
- ・作業機を付けた状態で公道を走行する場合は灯火器を正しく設置する
- ・機械の日常的・定期的な点検や整備を行い、正しく利用する